

商品概要説明書

年金ご紹介者様向け定期貯金

(2019年10月1日現在)

商品名	・スーパー定期貯金〈単利型〉 (愛称：しあわせの架け橋)
ご利用いただける方	・ご紹介キャンペーンに該当したご紹介者様 ・すでに当 JA で年金をお受取りされており、且つ、新たな年金受給者様をご紹介いただいた方 ・一緒にお住まいの年金受給者様を新たにご紹介いただいた方
期間	・定型方式 ・スーパー定期貯金 1 年〈元利金自動継続型〉のみの取り扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・ご紹介先 1 名につき 1 口 (1 円以上 300 万円まで) ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の適用金利を満期日まで適用します。自動継続時には、スーパー定期貯金 (単利型) の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20% (国税 15%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。 ・金利は窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率) ・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 20%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店または事業管理部 (電話：072-924-6633) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。

	<p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合事業管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合事業管理部にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品をご紹介キャンペーン申込み店舗および、ご本人様名義（ご紹介者様）の預入に限ります。 ・本商品をご紹介先の方が、当JAで年金受取り手続きを完了された場合に限ります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A大阪中河内